

平成30年度

第2回

区長会資料

(本編)

と き 平成30年12月4日(火)

午後6時30分～

ところ 中央公民館 大集会室

目 次

1. 開 会
2. あいさつ
3. 主要事項の説明
4. 質 疑
5. 閉 会

目 次

総務課	P 1
税務課	P 2
地方創生室	P 3
企画課	P 4
人権推進課	P 5
男女共同参画センター	P 6
町民課	P 7
福祉課（福祉事務所）	P 8
保健課（保健センター）	P 9
産業観光課	P 10
建設課	P 11
上下水道課	P 12
地籍調査課	P 13
教育委員会	P 14
議会事務局	P 15
農業委員会	P 16
八頭町社会福祉協議会	P 17

総 務 課

本 庁 総 務 課 TEL 76-0201 FAX 73-0147

防 災 室 TEL 76-0203

船 岡 住 民 課 TEL 72-0044 FAX 73-0290

八 東 住 民 課 TEL 84-1222 FAX 84-2818

1. 区長さんの交替について

各種団体長等新役員名簿の提出について 資料編 P1～P3 参照

平成31年度の新役員名簿の提出をお願いします。

(区長(自治会長)さんが交替された時点で、新しい区長(自治会長)さんのお名前だけでも早めにお知らせをお願いします。)

2. 補助制度の平成31年度事業計画書について 資料編 P4 参照

集会所改修、消防施設整備、防犯灯設置補助、カーブミラー設置等の要望期限
平成31年1月15日(火)までをお願いします。

3. 防犯灯について

防犯灯(町管理)の不具合にお気づきの際は、防災室へお知らせ願います。

4. 消防水利の点検について

冬季間中、消防水利の定期点検をお願いします。

5. 年末年始の窓口業務の取扱について

平成30年12月29日(土)から平成31年1月6日(日)まで閉庁です。

ただし、戸籍(出生届・死亡届・婚姻届等)の受付は随時行っています。

なお、平成31年1月4日(金)には、本庁町民課及び税務課窓口において、各種証明書の発行業務を行います。

6. その他

地縁団体の結成促進及び変更届出をお願いします。(H30.4.1)現在 33 団体

税 務 課

本 庁 税務課 TEL 76-0204

1. 平成30年分の確定申告相談について

(1)確定申告相談の期間は、平成31年2月18日(月)から3月15日(金)までです。

(2)町の申告会場は、郡家保健センター・船岡地区公民館・八東体育文化センターの3会場です。

期間中、税務署と連携を取りながら日曜日の申告相談を行います。

日程・集落名など詳細につきましては、広報やず2月号でお知らせしますが、日程表の対象集落表示は、混雑を防止するための参考です。どこの会場でも申告できます。

(3)鳥取税務署の申告会場は、鳥取市役所駅南庁舎となっております。

2. インターネットによる所得税の電子申告について

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」からe-Taxによる電子申告ができますので是非ご利用ください。

なお、八頭町ホームページにも申告関連の案内記事を載せておりますので、ご活用ください。

3. 町税の納付について

○コンビニエンスストアでの納付について

町税の納付については、役場の窓口、銀行、農協、信用金庫、郵便局等で納付いただいておりますが、平成29年度からコンビニエンスストアでも納付ができるようになりましたのでご利用ください。

○口座振替の推進について

町税の納付には口座振替がご利用いただけます。納税は便利で確実な口座振替をご利用ください。

地 方 創 生 室

本 庁 地方創生室 TEL 76-0213

1. 八頭町人口ビジョン・八頭町総合戦略について

八頭町では、2060年の目標人口を12,000人とする「八頭町人口ビジョン」及び平成27年度から平成31年度までの5か年の政策目標や施策の基本的方向性、主な施策を示した「八頭町総合戦略」を策定しています。

これまでの実績を検証しつつ、地方創生に向けて、住民・行政が協働してまちづくりに取り組めますので、ご支援をよろしくお願いします。

2. 隼Lab. (はやぶさらぼ) の取組みについて

旧隼小学校を改修して、ビジネスの拠点施設として、また地域のコミュニティ拠点施設として「隼Lab. (はやぶさらぼ)」を昨年12月10日にオープンしました。

「隼Lab. (はやぶさらぼ)」では、様々なイベントを実施されていますので、皆様もご利用ください。

3. 住宅リフォーム助成制度について

移住・定住対策の更なる取組みとして、リフォーム助成制度を創設し、住宅の新築・改修等に要する費用の一部を助成しています。活用を検討される方がいましたら、ご紹介願います。

【助成対象】

夫婦のどちらかが40歳以下の夫婦世帯・18歳以下の子供がいる世帯

【助成額】

50万円以上の工事に対して1/2を助成します。(上限30万円)

4. 空き家バンク等について

移住・定住対策として、IJU ターン促進事業を実施しています。集落での受け入れの協力及び空き家バンク登録への協力をお願いします。

5. 移住・定住センターの開設

空き家バンクへの登録、移住・定住を促進するため、7月から隼ラボ内に「移住定住センター」を設置しています。移住・定住専門員も常駐していますので、空き家等をお探しの方はぜひご利用ください。

6. 放置危険家屋について

長い間放置された老朽危険家屋が増加しています。町では危険な家屋として判定された場合、家屋の撤去に対する助成制度を設けています。助成金額は撤去費用の1/2で、上限は60万円となっています。

企 画 課

本 庁 企 画 課 TEL 76-0212

1. 光ケーブルによるサービスについて

八頭町では全地域で、ケーブルテレビ及び光インターネットサービスが提供されています。ケーブルテレビでは、八頭町ニュースや議会中継など地域の情報を放映しています。月額基本料金は税抜 700 円となっています。また、新築住宅につきましては、加入料金は無料で、加入後 3 か月間は月額基本料金も無料になるキャンペーンも実施しています。ぜひご加入いただきますようお願いします。

【加入申込又は問合せ先】

◇ケーブルテレビ・・・(株)全関西ケーブルテレビジョン

(Tel) 0120-968-138 [受付時間：平日の 9:30～17:30]

◇光インターネット・・・NTT西日本

(Tel) 0120-931-968 [受付時間：平日の 9:00～17:00]

*各集落の公民館にケーブルテレビを引かれる場合は、町の公共施設として、加入料金及び基本料金が無料です。但し、NHKの受信料金は必要となりますのでご注意ください。

2. タクシー利用助成制度について

65歳以上で乗用車の免許証をお持ちでない方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等に対して、タクシーの利用助成を行っております。利用には事前の登録が必要ですので、本人確認のできる保険証等と、印鑑をご持参いただき、各庁舎で手続きをお願いします。

【補助金の額】

八頭町内 タクシー運賃の 2/3 の額

(最低個人負担 300 円、最高個人負担額 1,000 円です。)

3. 公共交通機関の利用について

*町営バス料金は一律 100 円です。買い物・通院等にご利用ください。

*若桜鉄道を利用される高校生の若桜鉄道区間の通学定期料金の半額を助成しますのでご利用ください。

*若桜鉄道観光列車「昭和」に引き続き「八頭号」が来年 3 月 10 日から運行されますので、ご利用をお願いします。

4. 魅力ある地域づくり推進事業補助金について

地域活性化につながる事業に取り組んでいただける個人、グループ、団体等の活動を支援するため、「魅力ある地域づくり推進事業補助金」を制定しています。

来年度、事業に取り組んでみようと思われる方はご相談ください。

【助成額】

総事業費の 8 割以内とし、補助限度額は 20 万円

5. 消費生活専門相談員等による消費生活相談窓口の設置について

毎週木曜日に丹比地区公民館 1 階で、午前 9 時から午後 4 時まで開設しています。電話による相談も受け付けています。(電話 84-1230)

また、弁護士による無料の消費生活相談(要予約)を 2 カ月に 1 回行っていますのでご利用ください。

人 権 推 進 課

八東庁舎 人権推進課 TEL 84-1228

中央人権啓発センター TEL 84-3496

船岡人権啓発センター TEL 73-0030

郡家人権啓発センター TEL 72-2672

1. 人権週間について

○12月4日から10日までは、人権週間です。

12月10日、世界人権宣言は採択70周年を迎えます。法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された12月10日（世界人権デー）を最終日とする1週間を人権週間と定め、全国各地でさまざまなイベントが開催されます。

本町では、5日に人権擁護委員による人権啓発活動のほか、人権啓発リボン着用運動、町報「人権のひろば」への掲載など、人権啓発事業を展開します。

2. 八頭町人権問題学習会について

○すでに実施した集落もあると思いますが、これから開催される集落につきましても、多くの方に出席していただけるようご配慮をお願いします。

3. 人権啓発センターの事業について

○人権啓発センターは、福祉の向上や人権啓発のため、周辺地域と一体となって活動を展開する住民交流の拠点施設です。講師を招いた体験教室のほか、人権に関わる相談事業も行っています。

○八頭町人権問題講座（第8回）

日 時 12月5日（水） 午後7時00分～8時30分

場 所 中央人権啓発センター

演 題 子どもの権利ってなあに？～子どもの権利条約を見てみよう～

講 師 子どもの人権広場 事務局長 安田 裕子さん

○八頭町人権問題講座（第9回）

日 時 12月21日（金） 午後7時00分～8時30分

場 所 中央人権啓発センター

演 題 障がいのある人もない人も共に生きる社会 ～障がい者の人権を考える～

講 師 障害者生活支援センター すてっぷ 所長 光岡 芳晶さん

男女共同参画センター

八頭町徳丸 578-1

TEL 84-2361 FAX 84-2362

1. 男女共同参画センターについて

①学習及び啓発

- ・平成28年度に策定した、「第3次男女共同参画プラン」に基づき事業を実施しています。
- ・各種講座を随時開催していますのでご参加をお願いします。
- ・各組織での研修会等において「男女共同参画出前講座」を実施しますので、ご利用をお願いします。
- ・毎月広報やずへ「4コマ漫画」を掲載していますのでご覧ください。
- ・「男女共同参画かるた」及び「子育てかるた」の貸出しを行っています。
- ・各種団体等で活用をお願いします。

②人材育成

- ・各種研修会等への参加により男女共同参画リーダー養成を行っています。

③情報の収集・提供

- ・図書・DVDや絵本の貸出しを行っていますのでご活用ください。

④相談事業

- ・弁護士による『なんでも相談』を行っていますのでご利用ください。
(偶数月の第1金曜日 13:30～16:30 予約制)
- ・女性に対する暴力相談窓口を設置しています。(受付は随時)

⑤団体の活動支援

- ・登録団体の活動支援を行っています。積極的な登録をお願いします。

2. 集落における男女共同参画の推進について

役員等への女性の登用及び女性の声を村づくりに生かす体制づくりを推進しています。積極的な女性の登用をよろしくお願いします。

また、男女共同参画に関する女性登用率の調査のため、新役員報告書に男女の記載をお願いします。

町 民 課

本 庁 町民課 TEL 76-0205
76-0211

1. 窓口業務時間延長について

毎週金曜日（金曜日が祝日の場合は、木曜日）、本庁の窓口業務を午後7時まで延長しています。取扱業務は、戸籍、住民票、印鑑証明、税関係の証明発行です。（除籍、改製原戸籍を除く。）ご利用ください。

2. 年始のごみ収集の休止について

収集カレンダーのとおり、各種ごみの収集については、年内は12月31日（月）の可燃物が最後となり、来年1月1日（火）～1月3日（木）の間は休止させていただきます、1月4日（金）の可燃物が最初となります。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

3. 生ごみの分別回収による液肥への取り組みについて 資料編 P7 参照

八頭町ではごみの減量化を進め、資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収し、液肥にリサイクルする事業を推進しています。
現在は54集落、2,150戸の皆さんに取り組んでいただいております。
取り組まれる場合は、集落説明会を開催させていただきますので、ご検討をよろしくお願いします。

4. 集落ごみステーション等整備補助金の期間延長について 資料編 P8 参照

集落ごみステーション等補助金につきましては、収集カゴの老朽化等もあり、毎年たくさんの集落にご利用いただいております。
今後も要望の声があることから、今年度末までとしておりました補助期間を、平成33年度末まで延長することとしたいと考えております。
この機会にごみステーションの老朽点検・更新検討いただきますようお願いいたします。

5. マイナンバーカードの申請について 資料編 P9 参照

昨年7月から本格運用が始まっており、今後、様々な場所で提示を求められる機会が増えてきます。早めの申請・取得をお願いします。

福祉課（福祉事務所）

生活支援係 TEL 72-3581 母子父子支援係 TEL 72-3583

障がい福祉係 TEL 72-3590 地域福祉係 TEL 72-3586

○地域福祉の推進について

地域福祉推進計画（第2期地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画）がスタートしました。最重点課題としております、概ね旧小学校区を単位とする地域の福祉組織（まちづくり委員会）の整備に向けて、現在、未設置の5地区（西郡家・国中・船岡・八東・丹比）で検討会（説明会）を開催しています。

資料編 P10 参照

平成31年度は民生委員・児童委員の任期満了（11月30日）に伴い、一斉改選が行われます。退任される委員さんの担当地区の区長さんにおかれましては、平成31年5月頃に新委員候補者の推薦依頼をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○障がい福祉について

平成28年4月『障害者差別解消法』が施行されました。

「障がいのある人もない人も共に暮らせる社会」をめざした取り組みが始まっています。

平成29年9月 鳥取県は『あいサポート条例』を制定しました。

「障がいを知り、共に生きる、地域共生社会」をめざして、障がい者に対する理解を促進し、障がい者の自立と社会参加を推進するために県民、事業者、行政が共に協力していくことを定めた条例です。

町では、障害者差別解消法の施行、あいサポート条例の制定を踏まえた「あいサポート運動」（あいサポーター研修等）の推進に取り組んでいます。自治会や各種団体等の研修で、積極的に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。



○生活支援について

生活上の様々な悩み、例えば「なかなか就労できない」「ほとんど外に出ず、ひきこもり続けている」「借金や滞納が増えて生活が苦しい」「病気治療が必要だが経済的な事情等で受診しておらず、この先不安」といった悩みを抱えている方の相談窓口を町社協に委託して実施しています。まずは、福祉相談支援センター「ほっと」へご相談ください。

○母子父子支援について

町内に「子ども食堂」が2か所開設されています。学校と家庭以外の子どもの居場所づくりを目的にした事業（県・町の補助事業）です。お気軽にご利用ください。ボラシティア、食材の提供等大歓迎です。希望される方は、下記へ直接ご連絡ください。

のぞみおやこ食堂 毎月第2・第4金曜日 17:30～19:00 パレアナの家

連絡先：母子生活支援施設のぞみ 電話 73-0139

こども食堂・寺子屋みらいこおげ 毎週金曜日 18:00～20:00 郡家西地区公民館

連絡先：ワーカーズコープさんいんみらい事業所 電話 0857-30-7471

※利用は、どちらも子ども無料、大人200円です。

保 健 課（郡家保健センター内）

保 健 係（代） TEL 72-3566

介護保険係 TEL 72-3555

地域包括支援センター TEL 72-3574

1. 健康診査について

健診は病気の早期発見・早期治療に役立つと同時に自分の身体の状態を知る良い機会となります。

集団検診は1月まで、医療機関検診（胃・大腸・肺・子宮・乳がん）は2月末まで受診できます。みなさまが各種検診を受けていただきますようお願いします。

2. 健康教室について

各集落の健康づくり推進委員さんには、検診の受診勧奨のほか、集落内での健康教室の開催をお願いしていますので、集落の年間事業として取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

3. 地域包括支援センターについて

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるようお手伝いをします。介護予防、介護相談、権利擁護など、お気軽にご相談ください。

認知症について正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を見守り支援していただくために、各集落に出向き「認知症サポーター養成講座」を実施しています。

また、認知症予防ミニ講話とタッチパネル式コンピュータを用いた認知症の早期発見のための検診を行っています。

ご希望がありましたら、地域包括支援センターへ申込みをお願いします。

産 業 観 光 課

本 庁 産業観光課 TEL 76-0208

FAX 76-0217

関西事務所 公用携帯:090-1688-0308

FAX : 06-6341-3972

1. クマの出没と注意喚起について

この時期、クマにとっては冬眠前でもありエサを求めて活発に行動しています。次のような対策を行っていただき、遭遇や被害にあわないよう十分に注意をしてください。

- ① 夜間や早朝の外出は注意する。
- ② クマを引き寄せるエサ（生ゴミ等）は屋外に置かない。
- ③ 放置果樹（柿や栗など）の伐採や早めの収穫を行う。
- ④ 山などクマの生息地に行くときは、必ず音響物（ラジオ等）を携帯する。また、万が一のために撃退スプレーなどを携行する。

* 民家近くにサル出没が多発していますので、十分ご注意ください。

* 本町では、鳥獣被害対策に向けて集落が一体となった地域づくりを推進しています。被害対策等について、ご不明な点があれば産業観光課へご連絡ください。

2. 平成31年「緑の募金」運動について

- (1) 期間(春期) 平成31年3月下旬～5月下旬(予定期間)

募金は一世帯あたり200円を目安とさせていただきます。
ご協力をよろしくお願いいたします。

- (2) 主な助成内容

集落や学校等を対象に、樹木・花木の苗、資材費等を助成します。

3. 公園施設の利用について

各施設の利用をお願いします。(各種イベントも開催されます。)

施 設 名	開 園	閉 園
姫路公園	4月25日	11月30日
船岡竹林公園・やずミニSL博物館	3月 1日	
八東ふる里の森	4月29日	

*2月24日(日)に、町観光協会主催の「かまくら祭」を姫路公園において開催する予定です。

4. 郡家駅コミュニティ施設（ぷらっとぴあ・やず）の利活用について

・多目的交流スペースの利活用をお願いします。(個人、団体、グループ等)

5. 関西事務所について

・関西八頭町会の会員紹介等、皆様からの情報提供をお願いします。

建設課

本 庁 建設課 TEL 76-0206

1. 町道の除雪について 資料編 P11 参照

- ① 町道各路線について、機械利用による除雪を行います。

各地域の出動基準、作業区分、除雪機械は次のとおりとします。

出動基準	全域	新雪除雪は積雪10cm(歩道20cm)程度を原則としますが、降雪が連続するおそれのある場合、又は気温が低く積雪深が継続する場合等考慮して出動の有無を決定します。
作業区分	全域	除雪出動時間は午前5時とし、順次各路線の除雪を行います。 歩道除雪は、午前6時から行います。
作業機械	郡家地域	ドーザ11t(3台)・ドーザ5t(2台)・2tダンプ ロータリー・歩道除雪機3台(国道2台、町道1台)
	船岡地域	ドーザ8t・ドーザ3.6t・4tダンプ・2tダンプ 歩道除雪機(3台)
	八東地域	ドーザ9t・ドーザ8t・ドーザ3.6t(3台)・ロータリー車(新規) 歩道除雪機2台(国道)

- ② 作業中は除雪車には近づかないでください。また、路上駐車等がありますと除雪の障害となり作業が遅れ、他の路線に影響がでますのでご協力をお願いします。除雪の支障となる場合、除雪しないこともありますので、ご承知願います。
- ③ 除雪路線への竹などの倒木は、所有者の方で取り除き等について、ご協力をお願いします。

2. 歩道用小型除雪機の購入について 資料編 P18 参照

県の交付金事業で、歩道用小型除雪機械の購入、貸与を行っています。負担額は、事業費の概ね4分の1の額で、貸与後の維持管理は、各集落・自治会で行うこととなります。

3. 土木事業原材料支給規程について 資料編 P17 参照

町道及び集落内法定外公共物等（赤線など）の補修等を行う事業について、1箇所（事業）当たり年間20万円を上限に原材料の支給を行っています。（私道や利用者を制限している道路等は対象外）

上 下 水 道 課

船岡庁舎 上下水道課 TEL 72-3973

FAX 73-0290

1. 簡易水道について

- ① 水道メーター検針は、毎月1日～10日の間に実施しています。
降雪時のメーターボックス上の除雪をお願いします。
定期的な宅地内の漏水チェックをお願いします。
宅地内での漏水は、料金が発生します。漏水を発見し、修繕されたら水道使用料減免申請書の提出をお願いします。
- ② 防火訓練などで消火栓を使用される場合、事前に届出をお願いします。
(急激な水量変化への対応が必要な場合があります。)
- ③ 宅内配管の凍結による破裂防止をお願いします。
(保温材・タオル・布などで保護)
- ④ 道路などで漏水の疑いのある箇所を発見されたらお知らせください。

2. 下水道について

- ① 下水道の適正使用にご協力ください。
ア. 雑巾・下着・生理用品など流さないようにお願いします。
(マンホールポンプが止まる他、下水処理場の機器への影響により故障の原因になります。)
イ. 灯油や農薬容器の洗浄液を流さないようお願いします。
(汚水処理に必要な微生物が死に汚水の処理ができなくなり、放流水が汚れ川が汚染されます。)
ウ. 台所の三角コーナーネット等の使用により野菜くず等を流さないようお願いします。
エ. 食用油は新聞紙等で拭取るなどし、流さないようにお願いします。
(固着により宅内配管の詰まりに繋がります)
- ② 下水道への接続にご協力をお願いします。
- ③ 合併処理浄化槽の設置希望がありましたらご相談ください。
- ④ 高齢者福祉施設等の入所者を対象に下水道使用料減免制度があります。
(施設入所の証明書等を添付して、申請をお願いします。)

3. その他

- ① 漏水修繕など水道関連の工事や下水道管の点検・清掃など下水道関連工事をされる場合は、八頭町指定の工事店にご依頼ください。
★八頭町指定の工事店名は117店舗あります。
八頭町ホームページ ⇒ 各課のお知らせ ⇒ 上下水道課
⇒ 給排水設備指定工事店名簿 をご覧ください。
または、上下水道課に問い合わせください。
- ② 世帯単位で転出、転入、転居されるときはご連絡ください。
- ③ 平成29年4月から使用料のコンビニ納付を取り扱っています。
また、便利で確実な口座振替をご利用ください。

地 籍 調 査 課

船岡庁舎 地籍調査課 TEL 72-3154
FAX 73-0290

1. 平成30年度の事業について

平成30年度に一筆地調査に着手した地区は、上津黒の一部1.79km²、落岩の一部1.46km²、(郡家地域)、船岡殿の一部0.56km²、水口の一部1.32km²、(船岡地域)、用呂の一部1.50km²(八東地域)で、全体の調査面積は6.63km²です。現地立会調査は概ね終了しました。また、平成29年度に一筆地調査を完了した地区について現地測量を行っています。

2. 平成31年度の事業について

平成31年度の一筆地調査着手地区は、上津黒の一部0.81km²、野町の一部1.07km²、落岩の一部1.65km²(郡家地域)、水口の一部1.60km²、塩上の一部0.59km²(船岡地域)、用呂の一部0.79km²(八東地域)で全体調査面積は6.51km²を予定しており、前期6月中旬～7月中旬、後期9月上旬～10月中旬に現地調査を行いたいと考えています。

また、平成30年度に一筆地調査を完了した地区について現地測量を行います。

3. 山林境界保全実施助成事業(境杭の支給)について

山林、原野(通称:山地)の地籍調査未実施区域について、後年の本調査時点において境界不明の発生を防ぐため、自主的に境界杭設置を実施される部落又は団体等を対象として境界杭の現物支給を行っています。

本調査で境界杭として測量しますので、一定の書類整備をお願いしています。

4. 地籍調査に基づく土地情報データ交付

地籍調査完了地区の一筆図形などの土地情報データは、地籍調査課(船岡庁舎)、税務課(郡家本庁舎・Tel 76-0204)及び八東住民課(八東庁舎・Tel 84-1222)で交付しています。

地籍調査の円滑な推進のため、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いします。詳しくは、地籍調査課までお問い合わせください。

教 育 委 員 会

八東庁舎 学校教育課 TEL 84-1231
社会教育課 TEL 84-1232
FAX 84-1201

1. 通学路の安全確保について

通学時の児童・生徒の安全を確保するため、防犯灯の玉切れや生け垣が道路にはみ出した危険箇所等に気付かれたら、早めに連絡や対応をお願いします。また、集落内の危険なブロック塀や防犯灯のない暗い道などの点検や環境改善、地域での自主パトロールなどの推進など、ご協力をお願いします。

2. 成人式について

日 時 平成31年1月3日(木) 午前10時から
会 場 八東体育文化センター
対象者 167人(平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの者)

3. 青少年健全育成について

各地域、集落で青少年を見守り育てる活動、「やずっ子の日」(毎月8のつく日)にあいさつ運動や生活リズム向上運動を実施していますので、ご協力ください。また、多くの方の協力を得て、青色防犯パトロールを週2～3日実施しています。

4. 町立図書館の利用について

郡家図書館、船岡図書館、八東図書館の3館を運営しています。
開館日……火曜日から日曜日 10時～18時まで(月曜、祝日休館日)
移動図書館車での巡回貸し出しサービスを実施しています。

5. 平成31年度の敬老会について

平成31年4月1日現在で満75歳以上の方を対象に4月中下旬に開催予定です。

6. 中央公民館及び地区公民館について

* 中央公民館

開館日 火曜日から日曜日 8時30分～17時15分まで(月曜、祝日休館日)

* 地区公民館

開館日……火、水、金曜日 8時30分～17時15分まで (3日間)
(大江地区公民館のみ、火、水、土曜日)

7. 花と緑の町づくり事業について

毎年、春と秋の2回、各集落及び事業所に花苗の斡旋を行います。

春 時期 6月8日(土)予定

品種 マリーゴールド、サルビア、ペチュニア、ベゴニア

秋 時期 11月9日(土)予定

品種 パンジー、ビオラ

議 会 事 務 局

船岡庁舎 議会事務局 TEL 72-3975

FAX 72-2641

1. 定例会と臨時会について

①定例会は年に4回（3、6、9、12月）開催します。

日程は防災行政無線・八頭町ホームページでお知らせしています。

一般質問通告書は八頭町ホームページに会期中掲載しています。

②臨時会は必要に応じて開催します。

2. 本会議・委員会・全員協議会の傍聴について

①本会議はどなたでも傍聴できます。議場入り口で、住所・氏名を記載していただくだけで傍聴できます。傍聴席は25席で先着順です。

②委員会・全員協議会は公開を原則としています。事前に議会事務局にお問い合わせください。

③定例会本会議はケーブルテレビで生放送しています。また、一般質問は定例会翌月に再放送しています。

3. 請願と陳情について

①請願・陳情は、町政などについて直接議会に要望する制度です。

②請願については議員の紹介が必要です。

③議会に提出された請願書、陳情書は委員会などで審査し、本会議で採択されたものは町長や各執行機関に送り、実現に向け努力するよう求めます。

4. 議会だよりについて

町民の皆様に、議会の活動をより深く知っていただくため、議会だよりを年4回発行しています。発行後、八頭町ホームページに掲載しています。

5. 会議録の閲覧について

①議会事務局、各庁舎の町民ホール、図書館で閲覧できます。

②八頭町ホームページ「会議録検索システム」で閲覧できます。

農 業 委 員 会

本 庁 農業委員会事務局 TEL 76-0207
FAX 76-0217

1. 農業委員会への申請について

農地を宅地や駐車場、山林、墓地など農地以外に転用する場合は、県知事の許可が必要です。

また、農地の売買や贈与などにより所有権を移転する場合や農地を貸し借りする場合は、農業委員会の許可が必要です。

農地に関する申請書は、毎月20日までに農業委員会に提出をお願いします。翌月の10日を基準に開催する定例の農業委員会で審議します。

2. 遊休農地の利用意向調査について

農業委員会では、毎年、農地の利用状況について調査を行っています。

今年も、7月中旬から10月末にかけて、農地利用最適化推進委員及び農業委員が、担当区域の農地の現況確認を行いました。

その調査結果として、新たに発生した遊休農地の所有者には、利用意向調査をお願いする予定です。内容としては今後の耕作見込みや貸借の意向などをご記入いただくものです。ご協力いただきますようよろしくお願いします。

3. 荒廃農地の地目変更について

農地利用状況調査の結果、山林の様相を呈しているなど農地に再生することが困難な荒廃農地について、非農地の判断を行い農地台帳の整理を行っていきます。

この再生困難になった農地につきまして、町が所有者に替わって法務局に地目の変更を申し出て、農地以外の山林や原野に登記地目の変更を行います。

順次になりますが、該当する農地の所有者の方へ事前通知を送り、同意のもと地目変更を行ってまいります。

4. その他

農地に関する相談がありましたら、お早めに農業委員会事務局にご連絡くださいますようお願いいたします。

八頭町社会福祉協議会

電話 本所 72-6210 船岡 73-0672 八東 84-2210

FAX 本所 72-2793 船岡 72-6122 八東 84-2227

1. ふれあいサロン事業について

地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくり・仲間づくりを目的に集落でサロンを立ち上げ、高齢者の支え合いの場所づくりとなるように推進を図っています。

平成31年度実施に向けて、平成31年1月～2月に、サロン説明会をサロン代表者を対象に各地区で開催します。申請は3月中旬までとしておりますので、よろしくお願いいたします。

2. 災害時における支え愛地域づくり推進事業について 資料編 P6 参照

(1) 災害時要支援者対策促進事業（※新規 50,000 円以内）

住民組織が主体となって「支え愛マップ」を作成し、そこで得られた情報をもとに、支援対象者の特性に応じた個別避難訓練の実施や支援の必要な方の見守り、災害時の避難支援にかかる研修会の実施など住民が主体となって災害時に支援の必要な方の安全安心につながる活動に対して支援する事業です。

(2) 災害時要支援者対策ステップアップ事業（※（1）の事業終了が対象 100,000 円以内）

作成した支え愛マップから抽出した避難支援に係る課題を住民主体の「地域支え愛会議」で話し合い、その課題解決に向けた新たな取り組みを行う住民組織を支援する事業です。

(3) 災害時要支援者対策モデル事業（100,000 円以内）

支え愛マップづくりの推進とともに、災害発生時に身近な場所に「支え愛避難所」を立ち上げ、運営の手本となる地区（モデル地区）を増やすことにより、災害時の要支援者への支援をはじめとした、誰もが身近な地域で安全安心に暮らすための支え愛体制の充実を支援する事業です。

3. 八頭町福祉相談支援センター「ほっと」事業について

経済的な問題や生活の困りごと、生活に不安を抱えている方の相談窓口として、「ほっと」を開設しています。相談をお受けし、問題点を整理し、それらの解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。

4. 募金関係

①歳末助け合い募金（事業実施目標として1世帯300円としています）

～みんなでささえあうあったかい地域づくり～

実施期間 平成30年12月1日～12月31日

平成30年 目標額 1,320,000円

歳末の障がい者交流事業や世代間交流会事業、一人暮らし（70歳以上）・高齢者世帯（75歳以上）、重度障がいがある方などへの歳末お見舞い、県内災害時の積立事業に使用されます。

（※募金につきましては、強制ではありませんので、集落、各家庭の状況に合わせまして、ご協力をお願いします。）

◎ 区長様には、大変お世話になりますが、今後とも宜しくお願いします。

[illegible]